

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

〔所管省庁名： 経済産業省〕

【事務・事業名】 電気計器の検査・検定	
1. 根拠法令	計量法
2. 実施主体	日本電気計器検定所
3. 従事者数	602人(全役職員数。平成17年4月1日)
4. 予算額	7,623百万円(電気計器の検査・検定のみ。平成17年度。国費の投入は無い。)
5. 事務・事業の内容	・計量法に基づく計量制度のうち、電気計器に関する事務・事業としては、電力の計量標準等の供給、電気計器の型式承認や電気計器の検定等に係る事務・事業があり、これらの事務・事業を日本電気計器検定所（以下「日電検」）が一体的かつ効果的に実施している。 ・特定計量器である電気計器の検定とは、取引・証明に使用される電気計器の構造（一定期間の使用に耐えること）及び器差（真の値と計量器が示す値の差）の基準に対する適合性を判断する検査であり、適正計量の実施を確保する上で前提となる事務である。 ・また、変成器付電気計器検査とは、変成器（電力消費が大きい場合、電気計器のみでは計量できないため、電気計器と共に用いる電流及び電圧の変成用機器。）個々に誤差を有するため、使用時と同じ組合せで変成器と電気計器を一对として行う検査である。
6. 民間開放の状況	電気計器の検定、変成器付電気計器検査については、昭和61年に指定検定機関制度を導入し、一定の指定基準を満たす公益法人の参入を可能とし、平成13年には指定基準から公益法人要件を削除し、能力があり検定を受ける者との利害関係の影響を受けない民間事業者の参入を可能としている。また、十分な品質管理能力を有する製造事業者については、製造事業者による自主検査をもって初回検定に代える指定製造事業者制度を、電気計器については平成10年度から実施している。（平成17年4月時点：10社。新品の約61%が自己確認（平成15年度）。）
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	・仮に適正でない計量器が使用される場合、同一の価格で取引をしたとしても、物の量が真の値とは異なることになり、取引を重ねることで財産価値が変動する事態が発生する。このような計量器が流通すれば、単に取引当事者の損得問題だけに止まらず、使用者である電力会社や製造・修理事業者そのものの社会的信用が失墜し、企業活動の崩壊や損害補償等による経済的負担が生じるのみならず、国民全体に電気計器に対する不安が生じ、電力取引や料金精算に係る業務の円滑性を欠くことにより、ひいては電気事業全体に多大なる悪影響を及ぼすことになる。 ・日電検が電気計器に係る検定等の事務・事業を行うことは、公的な制度の下で、公的な機関が型式承認や検定を行うことで消費者等の安心を確保、日電検は、型式承認や検定の前提となる計量標準を供給しており、計量標準と型式承認・検定を一体的かつ効果的に実施、日電検に代わりうる事務・事業の実施機関が現状で見当たらないことから、当該事務・事業を廃止しないことが適切。
8. 更なる民間開放についての見解	電気計器の検定、変成器付電気計器検査は、既に民間開放をしており、一定の指定基準を満たす民間事業者の参入を可能としている。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

9. 個別の質問項目

自己検査への移行の流れからすれば、日本電気計器検定所や指定検査機関による検査・検定業務は、自己検査制度へ移行すべきと考えるが、貴省の見解如何。

・電気計器の検定については、指定製造事業者制度により、初回検定においては既に自己検査を取り入れている（全事業者の初回検定の対象となる製品のうち、約61%は自主検査による自己確認が実施されている（平成15年度）。）。2回目以降の検定においては、電気計器の所有権が製造事業者から使用者へと移転している。製造事業者と異なり使用者は当該電気計器についての技術的な知見に欠けること、また、公的な取引に使用される電気計器の検査に際し信頼性の確保の観点から疑義があることから、2回目以降の検定については第三者機関において行うことが適切である。なお、電気計器の検定については日本電気計器検定所以外に民間機関による実施も可能としているところ。

・変成器付電気計器検査については、多くの場合、変成器と電気計器は異なる製造者であり、組み合わせは使用者（電力会社等）が行うこと、また、変成器付電気計器検査には専門的な設備等が必要であることから、使用者が組み合わせによる誤差（電気計器誤差＋変成器誤差）等の適正性を自己確認することは、設備等の新たな負担増が生じ、結果として消費者に転嫁される事態が起こりうる。さらに、取引の当事者である使用者が計量器の検査を行うことは、不適正な取引や消費者負担増に繋がる恐れがあり、消費者保護の観点からも望ましくはない。

電気計器の型式承認業務については、現在、国又は日本電気計器検定所のみが実施していると理解しているが、かかる業務は基準への当てはめなど定型的な業務と考えられ、民間開放可能と考えるが、貴省の見解如何。

・型式承認業務は大量生産される計量器の検定で必要となる構造検査と器差検査のうち、構造検査（製品に係る耐久性や材質等を検査）を行い、適合性を評価する最も基本的かつ専門的な業務である。また、構造基準に関する計量器の適合性が有効期間中の使用で維持されることを担保するとともに、同一構造で製造される計量器の構造検査の省略をかねており、検定の円滑な実施に資する業務である。本業務は、単に規程に則した試験のみならず、多種多様の計量器に対する耐候性、衝撃性、電磁波障害等について材質や設計等の性能構造全般について、電気の特性等の高度な専門的知識による適合性判断が必要であること、また、新たな開発品に関しては、必要に応じて適正計量の実施を確保する上で、事業者に対して技術分析や指導等を行う一方、行政に対しては、技術革新等に応じて技術基準の見直し等を提案するなど、電気の計量に関する計量行政の技術面の一翼を担っており、本業務は単なる定型的な試験業務に止まらない。

・このように型式承認は技術的に高いレベルを要求されることから、国として一貫した基準による運用が必要であり、国際的に見ても国又は国に準ずる機関が実施しているのが世界的なルールである。

・仮に誤った型式承認が行われた場合は、当該型式の不適正な計量器が大量に流通することになるため、使用中において耐久性に支障を来し、計量値の誤差や漏電等の問題が各地で発生することになる。また、使用者や消費者が当該問題の型式についての情報を得にくいことから、相当の期間において不適切な状態で計量と誤った料金請求がなされるなどの問題が生じ、結果として、当該型式を有する事業者そのものの社会的信頼性が損なわれるのみならず、国民全体に電気計器への不安が生じ、電気事業の円滑な運営に多大なる支障を来すことになり、これらの事態收拾のために相当な追加コスト等を要することになる。なお、型式承認に必要な構造検査については、指定検定機関の行う試験を受け合格したときには、必要な書面を提出することで、日電検の試験を免除される制度になっている。

日本電気計器検定所については、電気計器の検査・検定業務のほかに、電気計測に関する開発研究などの業務を行っているという理解している。これらの業務は民間に任せても問題ないと思うが、貴省の見解如何。

・日電検の研究開発は、電気計器の検査・検定業務を適正かつ効率的に行うことによって電気の取引の適正な実施の確保に資することを主目的としている。

・主な研究開発は、電気取引の計量の基準となる電力・電力量等の国家標準器の開発、検定の基準となる基準電力量計の開発、検定検査の試験方法及び試験装置の開発など、検査・検定の技術レベルの維持・発展に必要な不可欠のものである。一方、これら日電検の検査・検定に必要な試験装置等であって、民間で既に確立されている技術については、民間技術を活用しており、日電検で実施する研究開発は業務と一体不可分の最低限の部分について、効率的に実施している。また、日電検の研究開発の成果は、日電検だけの使用のみならず、産業界の要望に応じて利用できるように技術供与等の対応しており、本業務によって、民間における研究開発を阻害しているものではない。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。